

中海圏域調査特別委員会資料

(平成22年8月20日)

1 斐伊川水系河川整備計画の策定について【河川課】……………1ページ

県 土 整 備 部

斐伊川水系河川整備計画の策定について

平成22年8月20日

河 川 課

国土交通省中国地方整備局から「斐伊川水系河川整備計画（案）」に係る知事意見を伺う協議文書（平成22年6月4日付け）が送付され、県が米子・境港両市に意見を照会し、7月下旬に両市からそれぞれ付帯意見付きで国の計画を了承する旨の回答がありました。

両市の意見を踏まえ、本県の意見を付して計画を了承する回答を国に行います。

1 境港市

7月26日 境港市から県へ下記意見を付して同意の回答。

- (1) 斐伊川水系大橋川改修事業の実施において、市が知事に対して同意する際に付した意見を踏まえ、国交省が県に回答（平成21年12月17日付国中整河計第61号；資料1）した内容を確実に履行されること
- (2) 中海及び境水道の護岸整備については、境港市が予定する内水対策事業と調整を図りながら、国、県、市が連携し一体となって実施すること

2 米子市

7月29日 米子市から県へ下記意見を付して同意の回答。

- (1) 鳥取・島根両県知事で交わされた協定（平成21年12月19日；資料2）内容が確実に履行されること

3 鳥取県

本県から国土交通省中国地方整備局へ下記意見を付して回答予定。

- (1) 斐伊川水系大橋川改修事業に当たって、平成21年12月17日付の回答文書（国中整河計第61号）で当県に示された内容を誠実かつ確実に履行すること
- (2) 中海及び境水道の護岸整備については、米子市・境港市が策定する内水排除計画に基づく内水対策事業と調整を図りながら、県、両市と連携し一体となって実施すること
- (3) 浅場造成など生物の生息・生育・繁殖環境の再生やそれに伴う自然浄化機能の再生が期待できる事業については、事業効果を確認しながら積極的に推進すること

4 今後について

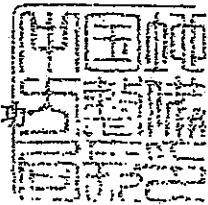
今後、国土交通省中国地方整備局が環境省・中国四国農政局等国の機関と協議を行い、策定、公表される予定。（資料3）

写

国中整河計第 61号
平成 21年12月17日

鳥取県知事 平井伸治 様

国土交通省
中国地方整備局長 福田



斐伊川水系大橋川改修事業の実施について（回答）

平成21年12月15日付け200900140566号で照会のあった標記について、当局の考えは以下のとおりです。

記

1 中海護岸等の整備

(1) 第2回中海護岸等整備促進協議会で示された整備方針を斐伊川水系河川整備計画に盛り込むとともに、境港市及び米子市の要望事項並びに当県の確認事項に対する貴局の回答内容を履行すること。

第2回中海護岸等整備促進協議会において提示した中海湖岸堤の整備方針の考え方を河川整備計画原案に盛り込むとともに、これまでの境港市及び米子市の要望事項並びに貴県の確認事項に回答した内容のとおり履行する。

(2) 米子・境港両市の安全性を確保するために、大橋川のしゅんせつ、掘削に先行して、中海の暫定護岸並びに境水道の護岸整備を実施すること。

中海湖岸堤及び境水道の堤防整備については、第2回中海護岸等整備促進協議会において提示した工程表に基づき、大橋川改修の進捗と整合性をもって実施する。

なお、境水道の堤防整備にあたっては、境港市が実施を検討している内水対策とも調整を図り実施する。

(3) 渡漁港の整備や内水対策など中海護岸整備に関連した事業の実施に当たり、積極的な支援を行うこと。

中海湖岸堤整備に関連した事業の実施にあたっては、湖岸堤整備に伴って必要となる樋門、樋管の整備を行うほか、具体的の要望に基づき、湖岸堤整備に伴う発生土の活用など、河川管理者として積極的に協力する。

2 大橋川改修事業に係る環境調査

環境アセスメントにおける本県意見に対して示された事業者見解を履行すること。
特に、大橋川改修事業の実施に必要な環境監視計画作成に当たっては、素案を作成し協議を行うこと。

環境調査においては、モニタリング計画（環境監視計画）の策定を含め、貴県に提示した事業者見解の通り履行する。

3 中海の水質改善対策

中海全域の水質に継続的な変化が確認されるなど、新たな水質改善策を講じる必要が生じたと判断される場合には、速やかに、新たに設置される中海及び沿岸域の水に関する諸問題を検討する協議会において、将来的な大海崎堤の開削も含め幅広く適切な対策を協議検討すること。

中海の水質改善対策については、これまで河川管理者として推進しているところであり、今後も引き続き、関係機関と連携し、地域の意見も十分尊重しながら取り組む。

大橋川改修事業が水環境などに与える影響の程度については、定期的な調査等により確認していくこととしており、環境調査で予測し得なかった影響が発生した場合は、適切な対応を行うため、原因究明のための調査並びに新たな環境保全措置を含めた対策について、関係機関と協議を行う。

なお、中海及び沿岸域の水に関する諸問題を検討する協議会については、既存の協議会等も踏まえ、河川管理者として関係機関と調整のうえ設置に向け取り組む。

4 その他

(1) 弓ヶ浜半島における農地の排水不良も協議検討する場である上記3の協議会を定期的に開催すること。

農地の関係機関も加わった上記3の協議会について、関係機関の了解が得られれば、定期的に開催することに異存はない。

(2) 近年の局地的豪雨の頻発を踏まえ、治水計画における基礎数値の見直しが生じた場合は、適時治水計画の見直しを行い、地域の安全性の確保に努めること。

今後、地球温暖化に伴う気候変動等に関する新たな知見により、潮位等計画の基礎となる数値の見直しが生じた場合は、必要に応じて計画を見直すこととする。

子

資料 2

協定書

中海は、鳥取・島根両県にまたがるラムサール条約の登録湿地であり、両県共有の貴重な財産である。

中海では、両県及び国、沿岸市町を始めとする関係機関や住民団体などが連携し、自然環境を保全しつつ、中海から得られる恵みを賢く利用（ワイズユース）する継続的な取組が展開されている。

一方、これまで中海や大橋川を含む斐伊川水系には、幾多の水害に見舞われてきた歴史があり、一刻も早い、沿岸住民の安全と安心の確保が求められている。

大橋川改修事業の実施に当たっては、先人達が、長年にわたりこの地域の治水対策を検討してきたという歴史の重みをしっかりと受け止め、この事業を未来に向い、より良い中海圏域を築くための新たな一歩とすることが重要である。

このような認識のもと、両県は、関係機関とともに、沿岸住民の生命と財産を守り、美しい中海の自然環境を次代に引き継ぐため、以下について合意する。

（合意事項）

- 1 両県は、共同して中海を貴重な財産として未来に向かって活用、継承していくこととする。
- 2 両県は、国による斐伊川水系大橋川改修事業の実施に当たり、共同して次の事項を国に求めていくこととする。
 - (1) 大橋川改修事業及び中海護岸整備について、中海護岸等整備促進協議会において国が示した工程表に沿った整備を実施すること。
 - (2) 中海の水質改善に対する地元自治体や住民の強い要望を勘案のうえ、中海の環境保全のため、水質や流動などに係るモニタリングを継続的に実施し、その結果を住民へ適時公表すること。
 - (3) 両県及び関係市町が中海護岸及び境水道の護岸の整備等に関する国に要望したこと事項に対する回答内容を確実に履行すること。
 - (4) 大橋川改修事業及び中海護岸整備の進捗状況を確認するとともに、中海とその沿岸域の水に関する諸問題を検討する場として、両県、中海沿岸市町及び国（国土交通省、農林水産省）で構成される協議会を設置すること及びその協議会を毎年度開催すること。
- 3 両県は、国土交通省とともに水質モニタリングを継続的に実施するなど、引き続き中海の水質改善に努めることとする。
なお、中海全域の水質に継続的な変化が確認されるなど、新たな水質改善策を講じる必要が生じたと判断される場合には、速やかに、上記協議会において国とともに、将来的な大海崎堤の開削も含め幅広く適切な対策を協議検討すること。

平成21年12月19日

鳥取県知事

平井伸治 4

島根県知事

溝口善矢

健

斐伊川水系河川整備計画（西管理区間）策定までの流れ

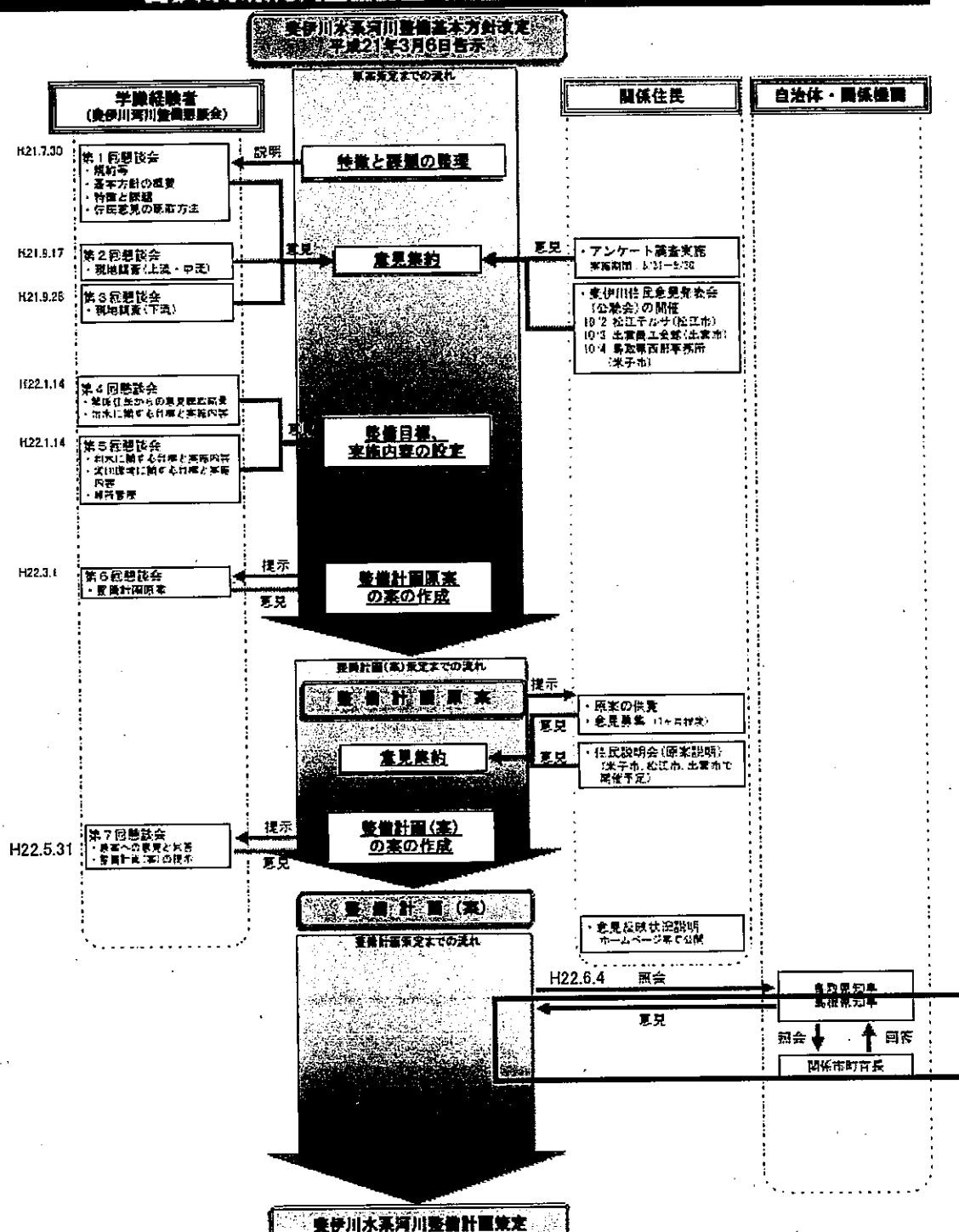
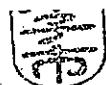
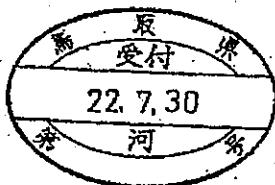


表 5-1 整備順序の概略工程表

整備箇所	優先順位	主な整備内容	河川整備計画方針期間									
			短期					中期				
ダム・放水路	(1)～(1)	足原ダム・志津見ダムの建設 斐伊川放水路及び神戸川の河川整備	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
斐伊川 本川	(3)	堤防の整備 支川合流点部	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	(4)	堤防強化対策	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
宍道湖	(3)	湖岸堤防の整備	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
大橋川	(2)	狭窄部の拡幅（堤防の整備含む）	計画立案・用地買収・清廻工事等	実施								
		堤防の整備（計画高水位まで）	下流部拡幅工事	実施								
		水門等の整備	上流部拡幅工事	実施								
中海・境水道	(1)～(2)	湖岸堤防の整備	短期整備箇所 (1)	中期整備箇所 (II)(1)	中期整備箇所 (II)(2)	中期整備箇所 (II)(3)	中期整備箇所 (II)(4)	中期整備箇所 (II)(5)	中期整備箇所 (II)(6)	中期整備箇所 (II)(7)	中期整備箇所 (II)(8)	中期整備箇所 (II)(9)

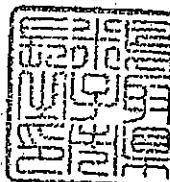
出典：斐伊川河川整備計画(案)



発米建企第 10 号
平成22年 7月29日

鳥取県知事 平井 伸治 様

米子市長 野坂 康夫



斐伊川水系河川整備計画の策定について（回答）

平成22年6月10日付け第201000046060号で照会のあった標記のことについて、以下の意見を付して同意します。

記

- 1 国による斐伊川水系大橋川改修事業の実施にあたり、次の事項を国に求めること。
 - (1) 大橋川改修事業及び中海護岸整備について、中海護岸等整備促進協議会において国が示した工程表に沿った整備を実施すること。
 - (2) 中海の環境保全のため、水質や流動などに係るモニタリングを継続的に実施し、その結果を住民に適時公表すること。
 - (3) 鳥取・島根両県及び関係市町が中海護岸の整備等に関して国に要望した事項に対する回答内容を確実に履行すること。
 - (4) 大橋川改修事業及び中海護岸整備の進捗状況を確認するとともに、中海とその沿岸域の水に関する諸問題を検討する場として、両県、中海沿岸市町及び国（国土交通省、農林水産省）で構成された「中海会議」を毎年度開催すること。
- 2 鳥取・島根両県は、国土交通省とともに水質モニタリングを継続的に実施するなど、引き続き中海の水質改善に努めること。
なお、中海全域の水質に継続的な変化が確認されるなど、新たな水質改善策を講じる必要が生じたと判断される場合には、速やかに、「中海会議」において国とともに、将来的な大海崎堤の開削も含め幅広く適切な対策を協議検討すること。

以上、平成21年12月19日付鳥取・島根両県知事で交わされた協定内容が確実に履行されること。



受境管第207号
平成22年7月26日

鳥取県知事 平井 伸治 様

境港市長 中村 勝治



斐伊川水系河川整備計画の策定について(回答)

平成22年6月10日付け第201000046060号で照会のあった標記のことについては、以下の意見を付して同意します。

記

1. 斐伊川水系大橋川改修事業の実施において、境港市が平成21年12月5日付けで鳥取県知事に対して同意する際に付した意見を踏まえ鳥取県が平成21年12月15日付けで国土交通省に対して照会し回答があった内容(平成21年12月17日付け国中整河計第61号)が確実に履行されること。
2. 中海及び境水道の護岸整備については、境港市が予定する内水対策事業と調整を図りながら、国、県、市が連携し一体となって実施すること。